

【諮問第73号】

9 川 個 審 第 2 1 号

平成9年12月26日

川崎市教育委員会

委員長 布 川 光 明 様

川崎市個人情報保護審査会

会 長 藤 原 淳一郎

個人情報閲覧等請求に対する承諾処分に関する不服申立てについて（答申）

平成8年10月23日付け8川教庶第732号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

開示部分の初めが「教諭は」で始まる文書のうち、本文の初めから3行目までと14行目から17行目までとは非開示とし、その余の部分及び開示部分の初めが「平成8年4月10日(水)」で始まる文書はすべて開示すべきである。

## 2 不服申立ての趣旨及び経緯

不服申立人は川崎市立中学校生徒であり親権者法定代理人により、平成8年9月13日付けで、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)17条の規定に基づき「中学生体罰事件の処分内容についての関連文書」の閲覧及び写しの交付の請求を行った。

実施機関たる川崎市教育委員会(以下「実施機関」という。)は同年9月27日付けで、実施機関が同年7月18日川崎市立 中学校校長に対して為した処分文書のうち、教諭の不服申立人に対する体罰行為そのものに関する部分、年月日及び文書の責任主体である「川崎市教育委員会」の名称を開示したが、その余の部分はすべて非開示とした。即ち、処分名、中学校名、肩書、校長名、体罰行為一般に対する実施機関の姿勢及び本件体罰に対する評価に関する部分は非開示とした。

また、同日、実施機関が同年7月18日川崎市立 中学校教諭に対して為した処分文書のうち、教諭の不服申立人に対する体罰行為そのものに関する部分、年月日及び文書の責任主体である「川崎市教育委員会」の名称を開示したが、その余の部分はすべて非開示とした。即ち、処分名、中学校名、肩書、教諭名、体罰行為一般に対する実施機関の姿勢及び本件体罰に対する評価に関する部分は非開示とした。

不服申立人は、同年10月4日付けで、加害教諭及び校長の処分の種類と、実施機関の体罰に対する姿勢を知る権利があるとして、実施機関が同年7月18日川崎市立 中学校校長と同中学校教諭に対して為した処分文書の非開示部分に関する処分の取消しを求めて異議申立てを行った(当審査会諮問73号事件)。

当審査会は同年10月23日付けで諮問を受け、同年11月29日付けで実施機関から処分理由説明書の提出を受け、平成9年1月22日付けで不服申立人から意見書の提出を受け、同年5月10日午前中に不服申立人法定代理人父親及び母親から口頭により意見を聴き、同日午後、実施機関から事情聴取を行った。

## 3 非開示理由要旨

実施機関が2 で前述した処分を行った理由の概要は次のとおりである。

請求文書はその殆どが実施機関が校長及び教諭に対して為した人事措置に関する文書である。従って、その殆どは不服申立人自身の個人情報ではなく、第三者情報である。

主として請求者本人以外の第三者である教諭及び校長の個人情報記録としての性質を有する人事措置文書を当該第三者以外のものである不服申立人側に提供することは、条例10条2項の個人情報記録の外部提供禁止規定に違反するとともに、当該第三者の人格上の権利又は利益あるいはプライバシーを侵害するおそれがある。

従って、請求人本人に関する部分は請求人の個人情報として開示するが、その余の人事措置情報は非開示とする。

## 4 不服申立人の主張要旨

体罰の被害者にとって加害者に対する処分は第三者情報ではない。

教師と生徒が何をしたかだけでなく、教師と生徒の関係を実施機関はどのように裁いたかを生徒が知ること

は、教育現場で犯罪行為たる傷害事件が起きた後の信頼関係の回復に必要である。

被害生徒は加害教師とともに当事者であって第三者ではない。

体罰・いじめをめぐる社会情勢の変化、子どもの人権を守る必要の認識の高まり、情報公開法制定の動きの中で、制度の趣旨を捉えなおすべきである。

請求文書中の事実認定に誤りがあれば、訂正請求をする権利があり、その意味でも開示すべきである。

体罰被害生徒に対する開示は「目的の範囲外の提供」には当たらない。

## 5 審査会の判断

どこまでが体罰を受けた生徒の個人情報か。

体罰をめぐる生徒と教師の行動を認定した記載には、生徒の個人情報性が認められるが、教師が実施機関による処分を受けた内容に関する情報は、人事措置情報であり教師の個人情報であって、体罰を受けた生徒の個人情報とはいえない、との見解が当審査会において有力に主張されてきた。

この見解に対して、個人情報性は、より広く認めるべきであるとの見解もあった。体罰に対する処分は公務員たる教師の職務としての行動に関する処分である。従って、加害教師のプライバシーを優先して守り、体罰被害生徒を第三者として切り離して解する見解は余りに形式的過ぎ、実質的な公平を欠くのではないかとの議論も起こり、体罰被害生徒の個人情報と認めることができるかという点に関しては、繰り返し真剣な議論が積み重ねられた。

当審査会が苦しみつつ得た結論は以下のとおりである。

実施機関の加害教師及び校長に対する処分は、一個人たる教職員の情報であるにとどまらず、加害教職員と被害生徒間の体罰をめぐる双方の行動を認定して行われる実施機関の判断である。更に、本来生徒のためのものでなければならぬ教育の場において、逆に生徒を心身共に損ねる教職員の行動が生じた、という体罰に関して、この状態を正し、生徒にとってより良い教育のために処分が行われるのである。

従って、体罰被害生徒は加害側教職員とともに当事者であり、体罰行為に対する処分内容には、被害生徒の個人情報性も認めるべきである。

生徒のための教育であり教育行政であるという原点に立ち返り、体罰に対する実施機関の処分という判断に体罰被害生徒の個人情報性を認める解釈を行う方が、単に「人事措置情報」「第三者情報」との概念を媒介として、機械的に被害生徒を第三者として切り離す解釈より、実態に即しているものと当審査会は判断した。

教職員の「人格上の利益」「プライバシー」について

実施機関は、処分内容を開示する場合には、当該教職員の「人格上の利益」「プライバシー」を不必要に侵害される恐れがある旨主張する。

この主張は、仮に生徒の個人情報性が認められたとしても、教職員の個人情報でもあるところから、開示を拒むことのできる情報であることを実施機関は主張していると解することができる。

当審査会は、この点を判断するためには、体罰被害生徒の個人情報としての開示を受ける権利と、当該教職員の「人格上の利益」「プライバシー」との双方を比較衡量して検討する必要があると考える。

体罰とは教職員が優越的地位にある教職員としての行動の中で生徒に対して暴力を加える行動である。教師の体罰により生徒は人格全体を否定され、場合によっては理解者もなく友人関係にも悪影響を生じ苦しむことも起きうる。

体罰の影響の深刻さに照らし、体罰被害生徒にとって処分内容を知ること、ひいては、適切な教育行政が為

されることは切実な保護法益といえる。

教職員にとって、体罰被害生徒に教職員自ら受けた処分を知られるということは面目を失するという一面があることは否めないと考え。しかし、それでも、切実な体罰被害生徒の保護法益に勝るといえることはできない。川崎市立中学校の本件の場合、地方公務員たる教職員の職務上の行為に付随して行われた体罰及び右体罰への評価の結果実施機関が行った体罰教師ならびに監督責任者としての校長への処分は、こと本件請求人との関係においては条例上の保護対象である「個人生活情報」（条例2条1号）に該当するものではないし、また、生徒を上回る人格上の利益侵害が生じるとは考えられない。

重要なことは、公教育の現場で生徒が生き生きと学ぶことができるようにすることであり、そのためには教育行政の透明性も是非必要である。教育行政のあり方の一端が体罰教師に対する処分のあり方に現れているものであり、被害生徒の教育行政に対する知る権利を確保することは重要であると考え。

従って、他の生徒もしくは他の教諭の個人情報に関するものを除き、処分名、学校名、肩書、氏名、体罰事件の事実認定、体罰行為一般に対する実施機関の姿勢及び本件体罰に対する評価のすべてにわたり、開示すべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。